

社長のための勉強

令和2年3月2日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

新型コロナウイルス感染症対策緊急資金

財務省は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政策金融機関等への配慮要請を実施し、これを受けて日本政策金融公庫は、旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業の事業者を対象に「新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付」の制度を創設しました。また、各自治体においても新型コロナウイルスにより経営に影響を受けている中小企業を対象とした「特別融資制度」が続々と創設されています。

★新型コロナウイルス対策融資制度の一例

●日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付	
対象となる者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む者で、次のいずれにも該当する者 ・最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少し、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること ・中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
融資限度額	旅館業は3000万円、飲食店営業及び喫茶店営業は1000万円
融資期間	7年以内(据置2年以内)
資金使途	運転資金
利率	基準利率
取扱期間	令和2年2月21日から令和2年8月31日まで

●大阪府

新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	
対象となる者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者で、次のいずれにも該当する者 ・最近1カ月の売上高が前年同月と比較して10%以上減少していること ・府内において1年以上継続して事業を営んでいること
融資限度額	2億円(うち無担保8000万円)
融資期間	7年以内(据置1年以内)
資金使途	運転資金・設備資金
利率	年1.2%(固定)、別途保証協会所定の保証料が必要
取扱期間	令和2年2月17日から令和3年3月31日まで

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください